

## 環境影響評価準備書への意見書（写し）

（長野広域連合 A 焼却施設建設事業に係る環境影響評価）

- ・ 意見書の提出件数 5 件（5 名）



「長野広域連合 A 焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書」準備書に対する意見

提出者

住所 ■■■■■■■■■■■■

氏名 ■■■■■■■■■■

1. 施設の詳細が決まっていないのに、施設の稼働による環境への影響は評価できないと思います。
2. 影響予測にあたって、使用されている基図が古い  
例えば、「第 4 章 図 4-1-1(1) 大気質の現地調査地点」の基図には、4～5 年前に閉店した西友スーパーが載っており、それ以降に計画敷地周辺に建てられた多くの民家が載っていません。現状とは異なる平面図を使用して、技術委員に正しい評価を求めることは無理です。影響を予測するなら少なくとも平成 22 年の住宅の状況を記した基図を用いるべきです。
3. ごみ処理広域化基本計画は時代の流れに逆行しています  
「温暖化ガスの削減のため、灰溶融炉は廃止」（環境省、平成 22 年 3 月）など社会情勢が変化する中で、平成 11 年度以来の灰溶融炉計画をそのまま引きずった広域連合の計画はこれからの時代に適した選択と言えるでしょうか。広い見地からの評価を求めます。
4. 原発事故に限らず、想定外の事故も考慮して欲しい  
準備書の要件には当たらないかもしれませんが、万一、灰溶融炉の爆発事故が起こった場合の影響予測や対応計画がありません。これらは、地元の住民合意を求めるうえで必須条件と考えます。

以上



## 長野広域連合A焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書についての意見書

提出者

住所 ■■■■■■■■■■■■

氏名 ■■■■■■■■■■

## 1. 総括的意見

環境影響評価準備書（以下準備書と略称）は科学的根拠と信頼性について疑義があり、また焼却炉とともにA焼却施設を構成する灰溶融炉に係る環境影響評価が欠落していることから、準備書としての要件を満たしていません。従って、候補地にA焼却施設を建設することの可否について判断する際の資料とすることはできません。以下にその理由を列挙します。

## 2. 予測方法、予測結果と評価方法、評価結果についての科学的根拠および信頼性について

## 2.1 大気汚染物質等の発生源施設の諸条件が不明なまま予測している

悪臭、大気質等の施設稼働に伴う大気汚染を、大気中の濃度という物理量として予測するためには、大気汚染物質等の発生源である焼却施設の条件設定が不可欠です。しかしながら、処理能力、煙突高さが与えられているだけで、発生源施設の条件（設備・装置の具体的な仕様、施設の稼働条件と施設からの大気汚染物質等の排出量（排ガス量、排ガス密度、排ガス中の濃度、排出熱量・・・））が与えられていません。このような条件で、物理量を予測することは不可能です。「排出ガス濃度等は計画値を設定している」とあるが、これだけでは、予測値は計算できません。どのようにし予測されたのか、科学的根拠を示して下さい。

方法書の段階で同様な指摘があつて、事業者の回答は、「環境影響評価と併行して施設の詳細計画を策定してまいります」とあるにもかかわらず、これを実行しないで準備書が作制されたわけです；方法書を踏まえた準備書ではないことも示しています。

## 2.2 予測濃度の科学的信頼性に欠ける

大気質の濃度を例にとります；

逆転層発生時などの一時的な大気汚染の予測

「二酸化窒素 1時間値予測濃度 0.0654 ppm, 環境保全目標値 0.1 ppm 以下」

物理量には有効数字があります。有効数字を揃えないと物理量の大小を比較できません。予測濃度の有効数字は3桁、目標値は1桁。

予測濃度の有効数字を目標値に併せて丸めて1桁にすると、0.07 ppm となります。

複雑なシュミュレーション式に多くの仮定を含むパラメータを設定して得られた予測濃度 0.07 ppm と目標値 0.1 ppm との間に「目標値を下回っているから影響が小さい」と結論できる有意差があるのでしょうか。あるとしたらその根拠（計算の正確度）をお示し下さい。

与えられた条件に従ってコンピューターは適当に数値をいくらでも吐き出します。他の汚染物質についても、予測値と目標値の間に、物理量として有意差があるのか吟味し、科学的に意味のある計算と物理量表示をして下さい。

また、入力パラメータの一つである環境保全目標値を変更したとき、予測濃度はどの程度変動するのでしょうか。稼働による排出濃度にはかなりの変動がありましようから、これに対応して、予測値がどの程度の揺らぎ幅を持っているのか、準備書の信頼性を高めるためにも示しておくことも必要です。

### 3. 灰溶融炉に係る環境評価について

灰溶融炉の施設計画（設備・装置の具体的な仕様、施設の稼働条件と施設からの大気汚染物質等の排出量、電力消費量・）と環境評価が全く記述されていませんので、準備書として未完であり、住民、技術委員会等から意見聴取できるレベルにありません。灰溶融炉に係る環境評価を実施して下さい。

灰溶融炉は、国・環境省の将来動向として、廃止する方向にあるのではないのでしょうか。近視眼的な施設計画ではなく、長期的な 10 年、20 年単位の長期的な視野でこの問題を検討すべきです。

### 4. 温室効果ガス発生量の削減について

施設稼働の余剰電力を二酸化炭素削減量に換算して、環境保全目標と整合、と結論されています。灰溶融炉は膨大なエネルギー、とりわけ大電力を消費する施設です；灰溶融炉の設備・装置の具体的な仕様なしにどのように計算されたのでしょうか。計算根拠を示して下さい。

### 5. 準備書には、方法書と不整合な部分がある

方法書に対する知事意見「事業計画3 施設計画の策定に当たっては、長野市地域の省・新エネルギービジョン等に配慮すること」とあります。

準備書は、施設計画の策定無しに作成されております。また、膨大なエネルギーを消費する灰溶融炉の導入は、「省・新エネルギービジョン等への配慮」をしたことになりません。少なくとも、この観点から吟味すべきです。

上述した、方法書「環境影響評価と併行して施設の詳細計画を策定してまいります」の記述にも反しています。

### 6. 事後評価について

#### 6.1 事後調査項目（大気質・供用）の非選定について

事後調査項目（大気質・供用）に非選定があります。稼働後 5 年程度は、非選定項目を設定すべきではありません。環境の化学・科学と技術は、伝統的な他の学問分野と比べて歴史が浅く、また境界領域の分野でもありますので、何が起こるか分からないことが多い分野です。「影響がないことから、事後調査を行わない」とは、あまりに不

遜な態度で、専門家がよく陥りがち間違で事故のもとです。もっと真摯で謙虚な態度で準備書の作成をしていただけないと不安です。

#### 6.2 予測方法・予測値の検証（事後調査項目の調査結果）と対応について

施設稼働後、予測方法・予測値を検証し、事後調査が予測値・評価結果と整合しない場合は、直ちに適切な措置を講ずることを明記して下さい。

#### 7. 施設の寿命、濃度規制と総量規制について

焼却施設・灰溶融炉の寿命・耐用年数について一切記述がありません。

現状では、全て濃度規制で評価していますが、何十年に亘る稼働を想定するなら、総量規制の観点からの評価も必要です。調査項目には排出汚染物質が蓄積するものがあります。この視点からの判断も準備書に述べてください。



## 環境影響評価準備書要約書についての意見書

提出者

住所 ■■■■■■■■■■■■

氏名 ■■■■■■■■■■■■

- 1) 長野市清掃センターをめぐる長野市と松岡区との協定書について（2項に関連して）  
 現存の清掃センターは、昭和 37 年 10 月に鶴賀七瀬町から移転され、49 年間稼働しております。

その間何度か施設が増改築され、長野市と松岡区で協定書が取り交わされてきました。

昭和 54 年 2 月 26 日付協定書では、長野市清掃センターは大豆島地区全体に係る施設であることから、長野市大豆島地区区長会山岸茂氏が代表になっております。特に長野市リサイクルプラザ建設に伴う協定書（平成 5 年 8 月 27 日付）では、長野市長塚田佐氏と松岡区長藤沢守榮氏との間で「No.1 清掃工場の将来について…当該地は近い将来、住宅地に囲まれる場所であり清掃工場としての立地条件は、大変悪いと思われるので、他への移転を考慮されたい」それに対して「最近の清掃工場は、都市型工場が多く建設されています。全市的な見地で将来、構想を検討します」と回答しております。（別紙参照）

松岡土地区画整理事業が始まっており、農地の宅地化が進む中、住宅地の中に清掃センターが新たに新築されることは松岡住民はもとより大豆島地区全体の発展に支障を来すことになることは明白です。

この間、長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会は、サンマリーンながの周辺部を第一候補地に向けて会議を進めてきました。この議事の進め方に疑問を抱いた学識経験者（信州大学工学部教官）及び公募委員の 2 名が途中退任しております。このことについてどう判断されますか。

長野市長塚田佐氏と松岡区長藤沢守榮氏との間で取り交わした協定書の重みをどう思われますか。

- 2) 松岡土地区画整理事業の公園造成地（さくら公園）に長野広域連合ごみ焼却施設建設候補地に選定されている（127 項）

松岡土地区画整理事業の施行面積は、34.8ha 計画人口 1,597 人で土地区画整理法施行規則の設計概要の設定に関する基準、：第 9 条 6 項に「設計の概要は公園の面積の合計が施行地区内に居住する人口一人当たり 3 平方メートル以上であり、かつ施行地区の面積の 3 パーセント以上になるように定めなければならない」と規定されています。

計画公園は ①くろっかす公園 1459.33 m<sup>2</sup>、②あさがお公園 1232.83 m<sup>2</sup>、③こすもす公園 1459.83 m<sup>2</sup>、④さくら公園 6,557.16 m<sup>2</sup>でした。（別紙参照）

疑問点は、一番大きな公園であるさくら公園は造成されないまま、平成 17 年 3 月 16 日組合

解散の認可を受け同 4 月 2 日解散総代会を開催している点です。

しかも長野市ごみ焼却施設地検討委員会（委員長高川秀雄）は鷺澤正一長野市長に、平成 17 年 4 月 21 日付にて、(1)最も優位と判断した候補地として、大豆島松岡二丁目（サンマリーンながのおよびその周辺部） (2)優位と判断した候補地として、芹田川合新田（旧南部浄化センターおよびその周辺部）の建設候補地を答申しました。

松岡土地区画整理組合地権者解散会（同年 5 月以降に行われている）以前に答申されていることです。組合が解散すると、その土地は長野市に帰属してしまうからです。市当局はそのことを理由に現在稼働している清掃センター後地に公園を造ると公言しております。本当に現在の清掃センター後地が公園として使用できるのか、はなはだ疑問です。

しかも土地区画整理事業法施行規則に抵触しないのか疑義があります。

127 項の草地と明記されている場所こそ、サンマリーンながの北側の約 2000 坪のさくら公園が造成される場所であり、何故草地と書かれているのでしょうか。

- 3) 137 項「希少動物の保護」が図られておりとありますが、特に周辺住民の健康問題、日常生活についてどう考えておられるのでしょうか。「人の生命は地球より重い」と言われます。周辺住民の健康調査はしなく、動、植物の保護に重点をおくやり方は、人権無視もはなはだしく思います。

長野市ごみ焼却施設地検討委員会では大豆島地区にはオオタカが飛来しない地域であることから建設候補地として点数が加算されました。その後の調査で大豆島地区にもオオタカが飛来することが確認されました。一度定めたことも修正するのが民主主義のルールと思いますが、如何でしょうか。

- 4) 資料、データーについて

調査資料が 15 年程前のものであったり、古い地図が 20 個所以上あったりして、要約書としての意義がうすれてしまいます。

実態調査も短期間のデーターであり、焼却施設も定まらない中での調査が稼働した時のギャップがあることは、明白です。

科学的な根拠のある資料を示すことが大切です。科学者も納得できる資料の提示を求めます。

- 5) 地域住民（大豆島地区全体）の声が反映出来るような方途を考え、物事を進めることを強く要望します。

- 1) でも述べたように、長野市ごみ焼却施設地検討委員会の構成員も長野市長与党の市議会議員が多く、運営に問題があり、長野広域連合ごみ焼却施設建設に関する松岡区検討委員会も 3 分の 2 以上が行政にたずさわっている人達で構成されていました。（私は常会代表の委員）そうした中で、検討委員会の任務外の長野広域連合から要望のあった、地質調査及び環境影響評価（アセスメント）受け入れについて、松岡区長が松岡区検討委員会委員に依頼し、検討委員会

に計れば賛成多数で受け入れが承認されます。大豆島地区全体の区長も松岡が受け入れたとの理由で追認するといった、まったく地域住民の声を無視した運営をしてきているのが実態です。

長野市清掃センターの煙突も 80m の高さがあり、すくなくとも半径 2km 以内の住民の生の声を反映させることが重要と思っています。

長野広域連合として、松岡地区だけを特別扱いするのではなく、清掃センターは松岡地区の東のはずれに位置し、上区の住居の方が近いことを考慮し、大豆島地区全体の問題として、今後進められることを強く要望します。

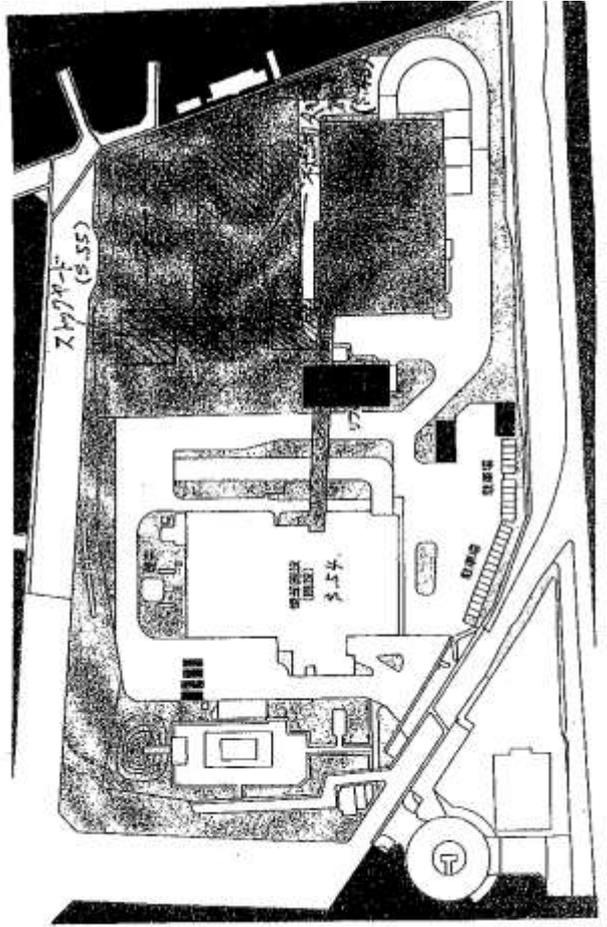
平成 23 年 8 月 31 日

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■



清掃センターをめぐる長野市と松岡区の話し合いの経過の概要

- 昭和37年10月 松岡にごみ焼却場移転
- 昭和48年2月 不燃物処理施設の設置に伴う協定書締結 (資料-1)  
松岡区に優先的に諸施策を実施し、これ以上の施設の拡張行わないこと
- 昭和54年2月 連続燃焼式ごみ焼却炉(150t/日、3基)設置に伴う協定書締結 (資料-2)  
公民館の前 facade 策、土地区画整理事業への協力など19項目に上る要望書の提出
- 昭和55年3月 ストックヤード増設に伴う覚書締結 (資料-3)  
市は、松岡公民館建設費3,850万を補助し、敷地50坪を購入して区に無償で貸し付けること。
- 平成5年8月 リサイクルプラザ建設に伴う協定書 (資料-4)  
不燃・粗大ごみ・資源ごみ処理のための中間処理施設建設にあたり、松岡区は、将来的に移転を求めると5項目の要望書を提出
- 平成15年2月 プラスチック製容器包装圧縮梱包処理施設の建設を承認  
周辺環境の整備や環境保全協定の締結を市に要望  
→協議の進行状況や内容は不明



# 清掃センターをめぐる 長野市と松岡区の話し合いの経過

(本資料は、主に長野市より情報公開された書類に基づき作成しました)

## 七瀬のじん芥焼却場

松岡七瀬の農村集落と市のゴミ焼却場ができたのは大正十五年六月であった。

それまでは、ゴミは焼く物として、市街にゴミ焼却場があったが、市街のゴミ焼却場は、お蔵屋敷(井倉所)の向い側にある旧日清製糖の敷地であった。

この場所は旧松川川の河原が築かれた埋立地で、その頃は新市街、市民会館の地盤は、根柢という牛馬屋が北八瀬の北側に沿って大きな敷地を誇り、ちよつとした敷地になっていた。牛舎があり、市街側から市民会館にかけては牛の餌料となるサロシンの場になっていたが、その河原、北八瀬沿いの道は、昭和の初め頃まで、ゴミ集めの大

車の置場となっており、今でいう不燃物はこの焼却場に捨てられていた。

七瀬のゴミ焼却場ができた当時は、まだこの河原の所収はできていなかったが、大八車に大きな丸形の黒鉄の木箱を積んだゴミ集めの車は、朝から七瀬通を行きかっていた。

この河原の河原には、まだ算定されたばかりの風の中は「の」の字を入れた長野市の市章が大きく目立って掲げられていて、手旗だも、この車から市の旗を身近に感じとっていた。なほ、深い車であった。

香茅草には工場(国産肥料工場や焼却場)と七瀬のゴミ焼却場だけ、と土曜の少しこまな集落の企業は寂しいとされているが、たしかに七瀬のゴミ焼却場の高い煙突が、いつも雲を突き抜けたらしく、七瀬の山々へ湧き出た水も、その高い目撃となり、しだいに深いものであった。昭和二十七年十月、国産の公共的肥料工場(国産肥料)が完成し、三十七年間、歴史を刻み続けてきた七瀬のゴミ焼却場は、ついにその歴史を閉じられた。

今として思えば七瀬の焼却場であったことが、懐かしさと感懐でもあった。

七瀬町誌

2003年8月23日

長野市大豆島ごみ問題を考える会

協 定 書

不燃物処理施設敷地に伴い、設置者長野市長は松岡区長に対し下記の各事項の履行を前しその証としてこの協定を締結する。

協定書は2通を作成し長野市と、松岡区両者それぞれ保管するものとする。

記

- 1 松岡区全地域を可及的速かに都市計画法による市街化区域に編入指定するよう関係機関と協議し積極的に努力すること。
- 2 さきに指定したじん芥処理場周囲の地域の環境保全地域(都市計画法による指定)のうち、今回再編入した以外の地域については、上記1と併行して解除するよう努力すること。
- 3 中環の水溝7.1mを改修し、この附随道路8.6mを4mに増し、併せて南北線道路(高池各代変毛東道路から焼却道路約220m)を4mに増し地元負担金なしで昭和48年度から2ヶ年で完成すること。
- 4 松岡神社西側道を飛行場入口まで既制に歩道をつけて完全舗装すること。
- 5 不燃物、じん芥処理場出入車両の交通対策として、建設省の堤防上を出来るだけ多く車両を通行させ道路の繁華を緩和すること、これのため焼却場以西既設大橋までの堤防上を完全新築すること。

6 不燃物処理施設内で処理する不燃物、じん芥等は長野市地域から排出されるものに限ること。

7 公署について

- (1) 公署を周囲に拡大しないこと。
- (2) 施設内で公害発生の恐れとなるようなものを蓄積しないこと。
- (3) 公害発生に対する防止施設を完備すること。

(4) 搬入されたじん芥等は野積をしないで焼却及びプレスし、その残灰及びブロックは出来るだけ早く商出すること。

(5) 公害又は事故が発生した場合は市当局、被害者、及び松岡区(対策委員会)と話し合いのうえ解決をはかること。

8 施設について

- (1) 諸設備の故障を考慮して余裕のある施設を設計すること。
- (2) 不燃物処理施設については、公約どおりの設計で工事をすること。
- (3) 今回施工する施設の数地以上は拡張しないこと。

なお敷地内での焼却施設は現存施設の更新以外は松岡区と共済協会のうえ決定すること。

9 運搬車輛について

搬入、搬出のじん芥等の運搬車は、運搬途上において運搬に適合しないよう、有害車等とし、その防止処置を完全にするとともに常に路上の清掃保持につとめること。

10 希来松岡地域発展のため従先的に諸対策、施設を好意的に考慮すること。

11 本協定事項について将来異議等を生じた場合は及方協議のうえ円満解決するものとする。

昭和48年2月28日

長野市長 夏 目 忠

松岡区長 中 村 文



長野市清掃工場ごみ焼却炉建設に伴う協定書

長野市長柳原正之（以下「甲」という。）と長野市大豆島地区区長会会長山岸茂、長野市松岡区長小林安美（以下「乙」という。）は、長野市大字大豆島7.119番地の1に長野市清掃工場ごみ焼却炉を建設することに伴い、次の条項により協定を締結する。

記

第1 甲は長野市清掃工場に全連続燃焼式ごみ焼却炉（150t/24h 3基）を建設する。

第2 甲は乙が要望する環境整備事業について別紙清掃工場ごみ焼却炉建設に伴う要望事項に対する回答のとおり実施するものとする。

第3 この協定を実施するにあたり騒音等を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、甲乙及び立会人それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和54年2月26日

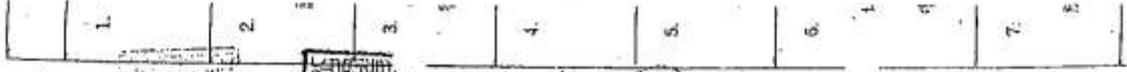
甲 長野市長 柳原正之

乙 長野市大豆島地区  
区長会長 山岸茂

長野市松岡区  
区長 小林安美

立会人 東部浄化センター研究委員会  
委員 長 北沢恵三郎

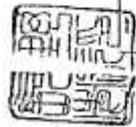
地元市議会議員  
田中正



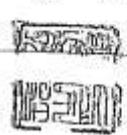
滑掃工場ごみ焼却炉建設に伴う要望事項に対する回答

要 望 事 項	回 答 事 項
1. 新設工場は最新式施設とし、絶対に公害のないものとする。	新設工場は最新式施設とし、公害防止には十分配慮した施設にいたします。
2. 新設の内容については、松岡区に提示し合議のうえ公約通りの設計で工事すること。	設計段階で松岡区と協議いたします。
3. 公害又は事故が発生した場合は、速やかに車を停止し市当局、被害者及び松岡区と話し合い解決をはかること。	公害又は事故が発生した場合は、市、被害者及び松岡区と速やかに話し合い解決をはかります。
4. 松岡公民館を全面改築すること。 但し地区の要望通りとすること。	松岡公民館の全面改築をいたします。実態に際しては他地区との兼ね合いもありますので、松岡区と協議いたします。
5. 土地区画整理事業実施の際、市は全面的に協力すること。	長野市土地区画整理事業助成規則により、全面的に協力援助いたします。
6. 市街北区域購入の乗入れの工業地域（飛行場を含む）を準工業地域に変更し、都市計画道路より南とする。又、都市計画道路は川中島自動車株式会社西口附近よりカーブすること。	決定については、いずれも須知事の権限でありますので、限に突破について積極的に要望、努力いたします。
7. 焼却場として協力した当該用地以外の土地を、速やかに都市計画地の指定から除外すること。	県知事の権限でありますので、ご要望にそよう努力いたします。

要 求 事 項	面 答	備 考
8. 二級市通松岡北部線に、上水道本管を布設すること。	ご希望のように実施いたします。	
じん芥及び不燃物収集場所施設を改善する。 6か所	収集場所のご提供を願えれば、ご希望のとおりつくります。	
10. 公害について (1) 公害を周回に拡大しないこと。 (2) 施設内で公害発生の恐れとなるようなものを新設しないこと。 (3) 公害発生に対する防止施設を完備すること。	ご希望のようにいたします。	
11. じん芥等の運搬車は運搬路上において、道路に飛散しないよう有蓋車とし、防止処置を完全にし、常に路上の清掃保持につとめよう指導すること。特に商社(自家用車)による運搬車について。	ご希望のようにいたします。 (特に自家搬入業者については厳しく注意指導をいたします。)	
12. 建設省堤防の登り坂の改善をすること。 2か所	建設省と協議のうえ、実施できるよう努力いたします。	
13. 幹線水路に水門を設置すること。 3か所	地元において水利調整等をしていただければ実施いたします。	
14. 矢島3メートル道路改修及び飛行場道路拓幅工事に支障となる電柱の移動経費は全額市の負担とする。	ご希望のとおり実施いたします。	



要 望 事 項	回 答 事 項
<p>15. 矢島大排水路2555メートル改修工事を全額市負担で早期に実現すること。</p>	<p>ご要望のとおり実施いたします。</p>
<p>飛行場内一号線道路並びに三号線道路の延長について、早期に実現整備すること。</p>	<p>ご要望のとおり実施いたします。</p>
<p>17. 施設周辺の環境を良くすると共に、現有施設を新施設が完成次第遅やかに取りこわし、余剰地は地元と合議のうえ有効に利用すること。</p>	<p>周辺環境には十分配慮いたします。現有施設は取りこわし、跡地は有効利用できるよう地元と協議のうえ整備いたします。</p>
<p>18. じん芥及び不燃物のくわけ搬出の義務化及び包袋の品質を市当局の責任に於いて行政指導すること。</p>	<p>ごみの分別包装については今後一帯行政指導の徹底をはかります。</p>
<p>19. 本協定事項について焼却場増設に先行し要望事項を優先的に実施することとし、地域発展のため諸施策、施設等を考慮し新築の生じた場合は双方協議のうえ円満解決するものとする。</p>	<p>ご要望の事項については、逐次留意をもって順行いたします。この要望及び回答の解釈に疑義を生じたときは、その都度当事者が協議し、解決をはかります。</p>



長野市リサイクルプラザ建設に伴う書

長野市長 塚田佐（以下「甲」という。）と長野市松岡地区区長 藤沢守榮（以下「乙」という。）は、長野市大字大豆島7188-2番地に中間処理施設（長野市リサイクルプラザ）以下を建設することに伴い、下記により協定を締結する。

記

- 第1 甲は、不燃・粗大ごみ処理系（150T/5H）と資源ごみ処理系（20T/5H）の中間処理施設長野市リサイクルプラザを建設するものとする。
- 第2 甲は乙が要望する環境整備事業について、別紙中間処理施設長野市リサイクルプラザ建設に伴う要望事項に対する回答のとおり実施するものとする。
- 第3 この協定を実施するにあたり疑義等を生じたときは、甲乙、協議のうえ決定するものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成5年8月27日

甲 長野市長 塚田 佐

乙 松岡区長 藤沢 守榮

中間処理施設建設(長野市リサイクルプラザ)計画に伴う質問及び要望に対する回答

No.1

質問及び要望事項	回答
<p>NO.1 清掃工場の将来について 当該施設は近い将来、住宅地に囲まれる場所にあり清掃工場としての立地条件は大変悪いと思われるので、他への移転を考慮されたい。</p>	<p>最近の清掃工場は、都市型工場が多く建設されています。 全市民の見地で将来、構想を検討します。</p>
<p>NO.2 清掃工場敷地内の緑化、景観、整備について、具体的に示されたい。 1 南側 2 プレス、破砕、有機物回収工場跡地</p>	<p>プレス工場、破砕施設、資源回収工場跡地の利用方法については、周辺の環境を十分に配慮したものとし、多目的広場とミニ公園等を設け地区民が施設を十分に活用できるものとします。 尚、南側、北側等については別紙「環境配慮予想鳥かん図」を参照下さい。</p>
<p>NO.3 公害関係について 1 大気質(粉じん)について (1) 景況と新施設について説明されたい。 2 水質(排水処理)について (1) 景況のゴミピット(可燃・不燃別) 洗車排水処理及び新施設について説明されたい。 3 騒音・振動について (1) 焼却工場北より出るアインの音を改善されたい。 (2) 有機物回収工場北からガランガランと金属音が出るので改善されたい。 4 悪臭について (1) 敷地境界において、悪臭を強く感じる可能性があるもので改善されたい。 (2) 新施設について説明されたい。 5 日照について (1) 煙突及び煙(水蒸気)等の影の被害が大きいため、改善されたい。 6 鳥害について (1) 鳥糞による農作物の被害が大きいため、新施設敷地内に餌となるゴミがあること、臭気が出るためと認められるので、改善されたい。</p>	<p>1 現状の資源回収工場は、ゴミピットがありまきさんの粉じんが多いと思われるため、新工場のゴミ受入れ、供給設備、破砕設備等から発生する粉じんに対しては、防じん用水噴霧装置、サイクロン、バグフィルター等で補正され、粉じんに対して万全を期します。 2 ゴミピット、洗車場の排水は、現状と同じで全量公共下水道に放流の予定です。 3 (1)については、規制基準以下になるような対策工事を平成25年度に実施します。 (2)については、焼却工場北より出るアインの音を改善されたい。 4 有機物回収工場北からガランガランと金属音が出るので改善されたい。 5 悪臭について (1) 敷地境界において、悪臭を強く感じる可能性があるもので改善されたい。 (2) 新施設について説明されたい。 6 日照について (1) 煙突及び煙(水蒸気)等の影の被害が大きいため、改善されたい。 7 鳥害について (1) 鳥糞による農作物の被害が大きいため、新施設敷地内に餌となるゴミがあること、臭気が出るためと認められるので、改善されたい。</p>
<p>NO.4 交通関係について 1 生々々、ゴミの塵の増加により搬入車数が増加している。 この対策について示されたい。 2 第2駐車場撤去により、道路その他に違反駐車が増大が考えられるので、改善されたい。 3 工場北側に出入口は設けないこと。 4 ゴミ搬入車による道路上へのゴミ散乱があるので、防止について指導されたい。</p>	<p>1 地元の皆さんと協議し具体的な対策を検討します。 2 「サンマリン・ながの」の駐車場計画で対応を関係の課と協議し、新たな駐車場確保に努めてまいります。 3 ごみ搬入車等の出入口は考えておりませんが、一般車等の出入口については、市の要望どおりお願いいたします。 4 収集車のゴミ散乱等について、指導の徹底を図ります。 事業所、個人等による搬入車等の指導徹底を図ります。</p>

## 長野広域連合 A 焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書 要約書

## についての意見

提出者

住所 ■■■■■■■■■■■■

氏名 ■■■■■■■■■■■■

## ①4 ページ1-5-2 対象事業区域及び周辺区域の概況

## ○ 地図が古く周辺区域の正確な説明になっていません

対象区域の地図 1-5-2 に記載されている現清掃センターの前の「SEIYU」は 5 年ほど前に撤退し直後に三立電機松岡工場が入っています。そして SEIYU 駐車場の跡地は住宅地となっています。また、候補地の道路をはさみ北側は区画整理で住宅地となったため、住宅がかなり増えています。これらは、環境影響評価を実施された以後の変化でなく、数年前からの変化です。したがってこの項の説明は、周辺区域の正確な説明にはなっていません。

地図に関しては上記の地図は資料の中では新しい方で、SEIYU ができる以前、区画整理前の道路がのっている十数年前の地図も資料の中に沢山あることも問題です。

## ○ サンマリンの北は「土地区画整理法施工法 9 条で公園に指定」された土地です

4 行目「北部は広場となっている」と記載されていますが、ここは区画整理法施工法 9 条で公園に指定された土地です。

長野広域連合は、公園の代替地として、「現焼却施設の跡地」を公園にするといわれました。しかし「焼却施設の跡地で子どもたちを安心して遊ばせることができるのか」心配です。環境影響評価に代替地の環境も評価してほしいと要望しましたが、それは広域連合のアセスであるものではない。という説明でした。代替地の環境への影響は公園用地に施設を建設する広域連合の責任で行うべきだと思います。「事業主体が違う」という説明は無責任だと思います。

又、焼却場の跡地で、しかも不燃物破碎施設やプラ圧縮施設は残る為、そのような処理施設にはさまれたところが公園の代替地として適した場所とはいえないと思います。

## ②85 ページ～ 4-3 振動について

予測値と法規制が現況を大きく上回っていることに疑問を感じます。

現在でも処理施設などがある地域に新たな負担を強いることがはっきり分かります。法規制以下だからと現況を上回るとは認められない。放射性物質の規制でも分かるように法規制地は絶対数値ではない。

### ③151 ページ サンマリーンながの解体について

この計画の実施されると、サンマリーン解体でかなりの廃棄物が出るのが分かりました。その上、現焼却施設の解体も実施されるはずです。

サンマリーン長野は耐震化をして、残したほうが良いと思います。

### ④155 ページ 4-16 温室効果ガスなど

#### ○「灰溶融炉」の温室効果ガスについて記載がありません

焼却施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスはあるが「灰溶融炉」でどのくらい温室効果ガスが出るのか記載されていない。先日の説明会でも、「灰溶融炉を建設しても売電できます」と説明がありましたが、その根拠が抜けています。

環境省も「灰溶融固化設備廃止による燃料などの削減により温室効果ガスが削減に寄与する」ことなどを理由に灰溶融炉を廃止しても補助金の返還を求めないという通達が出ていると聞きます。(平成 22 年 3 月に都道府県知事宛)

#### ○広域で遠くからごみの搬入出車両で 132.3tCO<sub>2</sub>/年の増加について。

広域でごみを一極集中することにより、環境への影響が大きいということが分かりました。近年災害も多い中、ごみ処理の広域化で一極集中させるより、分散化でそれぞれの地域が減量目標を作ってごみ減量を進めるほうが良いと思います。広域化計画は再検討すべきだと思います。

### ⑤ 重金属類の評価が不足しています。

以上、環境影響評価準備書に対しての意見を記入しました。

この計画は進めるべきでないと強く感じました。再検討を要望いたします。

2011 年 9 月 1 日



## 要約書を拝読しての意見

提出者

住所 ■■■■■■■■■■■■

氏名 ■■■■■■■■■■

1. 二頁八行目 平成十六年五月～長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会・学識経験者と公募委員二名退任。
2. 三頁 環境にやさしい施設、長野市不燃ごみ破碎施設は、約半分が可燃ごみとして燃され破碎されていた平成六年～二十一年暮までダクトだけでそのまま外に放出され三億円ほどかけて改善されました。それまで有害物質が放出されていたことにだれが責任を取るのですか。
3. 三頁から次の頁は古くいつの地図ですか。五頁、六頁、十四頁、四十八頁、四九頁、六四頁、七十頁、七六頁、七九頁、八十二頁、九五頁、九十九頁、百頁、百一頁、百六頁、百十六頁、百十七頁、百二十八頁
4. 七頁 本事業の供用開始は、二十六年度中としてあるが、パッカー車の洗車の悪臭は、それまで我慢することですか。
5. 元気なまちづくりで落合橋北詰が通勤ラッシュで困るなんとかといていたのが、今、平成二十三年八月現在、土手の北側に盛土して一車線拡幅したいと議題になっていたのは、ごみの車を考えていたとは・・・
6. 松岡土地区画整理が実施され、農地や畑が宅地並みの税金で、税金が高くて土地を手放す状況になり、松岡及び上区の清掃センター周辺では宅地もアパートも安くなっている。
7. 二十一頁 大切にしたい長野市の自然と次から次へと出ますが、周辺に住む人間は・・・、動植物、鳥類他、もろもろの物より、人間が健康で長生きできるよう考えて下さい。
8. 廃棄物の排出、処理、平成十八年頃から灰、及び飛灰は、入札により県外及び民官で受け入れていただいているのなら溶融炉はなくてもよい。
9. 四十一頁 施設の存在、供用による焼却施設の稼働、周辺に生息する動植物へ影響を及ぼす可能性が考えられるとあるが人間は考えていないのですか。
10. 五十九頁 焼却灰等搬出車両の走行に伴う粉じん飛散の程度の記事中に、天狗沢は二十五年三月で満杯で契約切れであり延命策として平成十七年頃？から山形県秋田県へ入札により安すかったので輸送されている大事なことが書かれていない。
11. 百二頁 パッカー車の洗車場の臭気多くあり。百二十一頁 上から四行目から現在と同様にコンテナ車又は、天蓋付車両により行うとありますが、今現在、どこへ運搬されているのですか。上から二十二行目、地域住民の生活環境に著しい影響を与えないこととありますが、たとえ微量であっても日量四五〇 t 稼働して永久的にこの地に設置されることは、汚染がちく積され続

けるのでは。

12. 百二十五頁 周辺の草木はよいとしても焼却炉のまわりには、田畑河川敷等は、多くの人々が野菜等作っていますが大丈夫でしょうか。
13. 一二七頁上から十二行目 草地とありますが公園です。なんと大きなあやまりが書かれているのでしょうか。
14. 七行目 人口草地？ 公園では以下三ヶ所にある公園、今は公園ではなくなっているのですか。
15. 太陽からは請求書は来ません。壁面にもパネルを、屋上の緑の緑化もいいですが、太陽光発電はどうなのですか。公共の施設には設置すると市の方針なので両方とも設置は出来ないものなのでしょうか。
16. 百三二頁上から十八行目 注目される種は、すべて犀川堤外地に生育していると書いてあるが、煙突の高さから周辺へたとえ微量であろうが焼却炉が稼働している時は、なんらかの化学物質がバラまかれているのですね。
17. 百三四頁下から九行目 動物相及びとはなんですか。
18. 百三五頁 現時点では、植栽樹種等の緑化計画は未定であるとありますが一つの提案として私は、空気を浄化するといわれているユーカリの木を沢山植えてみてはいかがでしょうか。ほかにも空気を浄化する樹木は種々あると思います。ご検討を。下から三行目排水は雨水排水だけとありますが、施設が稼働した時には、雨水もためておいて使えるようにしたらどうですか。
19. 百三七頁 「希少動植物の保護」が図られており、とありますが私達人間も動物です。周辺地域の人間様のことはどう考えているのでしょうか。
20. 百四十頁、四十一頁 文章通りであり地図では住宅もない、白紙の状態の図面をなぜ使用しているのですか。
21. 百四十三頁 景観として、屋上緑化、太陽光発電も設置で屋上に出て眺望も良く見学出来る屋上であってほしい。
22. 百四十七頁 触れ合い活動の場の調査結果何月何日に調査目指したのか記されていない。
23. 百五十一頁八行 どこで最終処分するのですか、県外の民官業者、それとも県内の民官業者ですか。

百五十一頁 天狗沢最終処分場など三施設は、どこですか。二十三年度も山形県や飯山陸送に入札でお願いしている状況ですね、このまま、灰溶融炉などつけないで民官にお願いした方が安すいのではないのでしょうか。先日柳泉園組合の焼却施設も見学させていただいた折にも、灰溶融炉をつけなくて結果的によかったと答えておりました。高額のコストをかけて設置するより、八月二十日～二十一日におこなわれた信州環境フェアに出店していた、佐久の業者のお考えもお聞きしましたところ民官に入札してお願いした方がよいと、今は、国の方針として必らずしもつけなくともよく、補助も少なくなっているとのこと。売電を沢山し、事故もある高温できけんな炉はやめて下さい。

24. 百八一頁 阿部知事様の意見の中にごみ削減目標を達成するためとありますが阿部知事様は、以前、横浜中田市長様の下、副知事をしていた頃焼却炉を何本も減らしたということ、当時中田市長様は、テレビ討論で答えておられました。是非その経験を長野県にも吹き込んでいただきたいと思います。

ごみ減量作戦が一番だと思います。さらに不安を感じることは、3.11の原発ごみが、この先何年かかって処理するのか先の見えないごみの焼却も汚染されたごみを長野市の清掃センターで受け入れの方向でありますとの回覧がまわりました。被災された方々の行く末を考えると、日本国民として早くごみ処理をして現地の皆様を助けなければいけないと心が痛みますが、当大豆島地区は、すでに五十年ほど前からごみの処理を引受け、当時は、ハエが夜になると天井に黒くなるほどはりつき、昼間は、ハエ取りリボンを何本もつるし、ハエタタきでたたいたり、大変いやな状況にありました。この地に生れ育って、あと生きても今までの年月はこの世で暮らすことは、出来ないと思えば、今ここで又、次の広域の施設を受け入れてしまえば、子々孫々ずーとずーと、この地に設置され続き、西は戸隠の峯、東は高山村の峯々からこの善光寺平の盆地の真中にゴミマイレージの不安を感じます。よごれた排気ガスの出ない電気自動車だけが焼却施設に集まって来るなら100歩ゆずって今ここに至っては……。今はやりのゲリラごう雨、及び災害などのことを考えたら他の場所に二ヶ所に分散してこの場所は、センターという名の下に①不燃ごみ②資源ごみ③プラ圧縮梱包④犬猫焼却⑤可燃ごみ焼却の各々の施設が集まり単体ならば悪臭はここからと云えますが、行政に伝えると、うちのところからは限らない、他にも民官の施設がありますからと逃げ口実、大豆島の皆様には足を向けてねれないと云っておられた市の職員の方もおりました。既存の施設の隣に公園として区画整理されたのが集まり孫をつれて当時は遊ばせるのに適当な公園だと思っていたらいつまでたっても草刈りをするだけで公園が出来ないと思っていたらなぜか広域連合の焼却施設が出来るべく候補地となってしまうましたが、まだまだ役所の方々は今地を充分見て聞いて考え直して下さい。

25. 長野市ごみ検討委員会（平成十六年五月～平成十七年七月まで）では学識経験者が途中で、そしてその後、公募委員も退任しております。市議会議員が過半数をしめての委員会は無意味だと思います。これからの委員のあり方もお考え下さい。

大豆島地区の一年毎に役員さんが変られ焼却施設の関連の会議が開かれても言葉を発せれない状況で、終ってしまってからあの時とは、言われ、もれ聞いておりますし、役員さんのお宅を訪問しても、今は役をしているので答えられないと言われていた横で奥様は、ごみはくさいしでいらぬ、反対ですよとしくりに私達の声に反応してくださっている事実、さらに大豆島に全戸配布になったと云われている、長野広域連合A焼却施設に係る環境影響評価準備書（案）（概要版）が松岡の一部の住民に配布されず、（別添の）回覧板がまわり広域連合の方々及び市の関係者十数名が出席しての説明会だったそうです。この件で意見を書いて出す資料が配布されず、これに対し広域連合は、配布されなかったことは事実ですと認めておりますがもうす

んでしまったことだと話しが続きません。このことは意見を書いて出すべく冊子が手元に届かなければ読むことも意見を書くことが出来ない状況下におかれた理由は、どこで、どうしてと考えればこの説明会は成立しないこととなります。

以前、北寄りの西側に2つの会社があり訪問しお聞きしたところ公園なんだから公園として使えば問題ないと一社の方、もう一社の方は公園が焼却場になるのなら反対だといっておられました。今はどうお考えでしょうか。

平成六年稼働の資源化施設が出来その中で不燃ごみとして集められたごみを最初は五日間稼働していたようですがこのところ週二日間だけですとのお話したたびたび見学に行くことがありましたがいつも稼働していないので不燃ごみ破碎されている時に見学させて下さいとお願いし。当日は雨降り雨雲がたれこめている状況で排気口から出た、たぶんきけん物質が含まれていたでしょう蒸気が建屋の南へまわりこんで流れ清掃センターの玄関の前を歩いていると、すごい異臭がしました。この時全員の方が異臭を感じ一人の女性の方は、二日ぐらい頭痛がし体調が良くなかったとの声 平成六年不燃ごみ破碎施設が出来 平成二十一年十二月末までダクトから出ていたのが、三億円ほどかけ出来たものすごい装置を見学させていただきましたが、やはりこの間の十数年間なんの除染装置もなくもろにダクトから放出され近くの住民の一人からは自宅に来ると調子が悪くなるという話しも聞くにつけ 3.11 の原発の終そくのメドがつかないこの世の中、広域ごみ焼却施設が出来るとなれば大気汚染など目にみえない物に苦しめられこの世を去るとなると生きる希望もなくなります。

最後に同じ大豆島地区民である松岡区に特別に分けて説明会を行っていることが税金のむだ使いであり大変問題ありと申し上げなんらかのかけひきが…平等で公平な役所の姿政を示して下さい。

人間は動物、勉学にいそしみ対話も出来る人間ってすばらしい動物この命を大切に、行政のこそくな情報のからくりで大きな公共事業をゆうどうする者はつみ深い人間であります。とくと考えて下さい。

放射性廃キ物の最終処分の仕方やそれまでの管理方法について安心できる対応策を早急に示さなければならぬ住みにくい日本になって行くのではないのでしょうか。

平成二十三年八月二十九日



このように閲覧ができればいい!!

松岡区の皆様へ



長野広域連合

## 環境影響評価準備書(案) 概要版の 配付及び説明会の開催について

新緑の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたび、建設候補地周辺の環境影響評価(環境アセスメント)を実施させていただき、その結果を準備書(案)としてまとめましたので、その概要版を配付させていただきます。

本連合としましては、この環境影響評価の結果を地域の皆様にご報告し、皆様のご意見を反映したものとするため、次のとおり説明会を開催いたします。

ご多用のところ恐縮ですが、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

- ・ **と き**      平成23年5月29日(日)  
                 午後7時から
- ・ **と ころ**      松岡公民館



※ なお、当日ご都合が悪い場合は、5月28日(土)午後7時から大豆島公民館でも開催します。ご都合の良い日にご参加ください。

問い合わせ先 長野広域連合 環境推進課  
担 当 池田・宮澤・桑原  
〒380-0801 長野市箱清水一丁目3番8号  
Tel 252-7053      Fax 252-7037

## 松岡区の皆様へ

長野広域連合  
(環境推進課担当)長野広域連合 A 焼却施設に係る環境影響評価準備書 (案)  
意見募集と説明会の開催について

松岡区の皆様には、日頃より長野広域連合の事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、建設候補地周辺の環境影響評価(環境アセスメント)を実施させていただき、その結果を準備書(案)としてまとめましたので、その概要版を配付させていただきます。

本連合では、この環境影響評価の結果を地域の皆様にご報告し、皆様のご意見を反映したものとするため、下記のとおり意見を募集するとともに説明会を開催いたします。

## 意見募集について

準備書(案)をご覧ください、記載内容に対し環境保全の見地からのご意見をお寄せ下さい。

意見募集対象者	大豆島地区内にお住まいの方
提出先	長野広域連合環境推進課、長野市大豆島支所、長野市生活環境課
提出方法	別記「意見募集用紙」の様式に沿って住所、氏名、連絡先をご記入の上、郵送又は FAX、あるいは提出先へ直接ご持参ください。
提出期限	平成 23 年 6 月 15 日(水)までに必着でお願いします。
準備書(案)閲覧	平成 23 年 5 月 20 日(金)から、次の場所で閲覧することができます。 長野広域連合環境推進課、長野市大豆島支所、長野市生活環境課

## 説明会の開催について

開催の日時	平成 23 年 5 月 29 日(日) 午後 7 時から
開催の場所	松岡公民館

- 大豆島地区の方を対象としました同じ説明会を 5 月 28 日(土)午後 7 時から大豆島公民館でも開催します。ご都合の良い日にご参加ください。

なお、今回の意見募集は、大豆島地区に限定し正式な手続きの前に独自に実施するものであり、本来の長野県環境影響評価条例の手続きとは異なるものです。

なぜ同じとき、松岡区と、大豆島地区に分けてするのか 理解できていません

## 大豆島地区の皆様へ

長野広域連合  
(環境推進課担当)

長野広域連合 A 焼却施設に係る環境影響評価準備書 (案)  
意見募集と説明会の開催について

大豆島地区の皆様には、日頃より長野広域連合の事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、建設候補地周辺の環境影響評価 (環境アセスメント) を実施させていただき、その結果を準備書 (案) としてまとめましたので、その概要版を配付させていただきます。

本連合では、この環境影響評価の結果を地域の皆様にご報告し、皆様のご意見を反映したものとするため、下記のとおり意見を募集するとともに説明会を開催いたします。

## 意見募集について

準備書(案)をご覧ください、記載内容に対し環境保全の見地からのご意見をお寄せ下さい。

意見募集対象者	大豆島地区内にお住まいの方
提出先	長野広域連合環境推進課、長野市大豆島支所、長野市生活環境課
提出方法	別記「意見募集用紙」の様式に沿って住所、氏名、連絡先をご記入の上、郵送又はFAX、あるいは提出先へ直接ご持参ください。
提出期限	平成 23 年 6 月 15 日 (水) までに必着でお願いします。
準備書(案)閲覧	平成 23 年 5 月 20 日 (金) から、次の場所で閲覧することができます。 長野広域連合環境推進課、長野市大豆島支所、長野市生活環境課

## 説明会の開催について

開催の日時	平成 23 年 5 月 28 日 (土) 午後 7 時から
開催の場所	大豆島公民館 2 階 会議室

大豆島公民館 (2 階)

と「5 月 28 日 (土) 午後 7 時から」

なお、今回の意見募集は、大豆島地区に限定し、正式な手続きの前に独自に実施するものであり、本来の長野県環境影響評価条例の手続きとは異なるものです。